

## 上尾市告示第139号

上尾市長等政治倫理条例（令和2年上尾市条例第36号）第14条第1項の規定により上尾市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）から審査報告書の提出を受けたため、同条第2項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年4月14日

上尾市長 畠山 稔

### 1 会議の経過

令和8年3月6日 第2回会議

### 2 審査の方法

資産等報告書に記載されている内容と証明書の符合を中心に書面審査を行った。

### 3 審査会からの意見

資産等報告書に添付した証明書について、審査会から補正に関する意見が提示された。

これに対し、市長により証明書に対する補正が行われた。

### 4 審査の結果

市長から提出された資産等報告書は、上尾市長等政治倫理条例に基づき作成されているものと認められ、適正である。